

専決処分の承認を求めることについて

大磯町町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年4月18日提出

大磯町長 池田 東一郎

## 専決処分書

大磯町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

大磯町長 池田 東一郎

### 理由

令和5年3月31日付けで地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が公布されたことに伴い、大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項により、専決処分する。

大磯町町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

大磯町長 池田東一郎

大磯町条例第 12 号

## 大磯町町税条例の一部を改正する条例

大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「第30条第7項」を「第30条第3項」に改め、「3輪以上の」の次に「法第446条第1項第3号に規定する」を、「のガソリン軽自動車」の次に「（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」を加え、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3千9百円」とあるのは「2千円」と、同号ア(ウ) a 中「6千9百円」とあるのは「3千5百円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「第30条第8項」を「第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3千9百円」とあるのは「3千円」と、同号ア(ウ) a 中「6千9百円」とあるのは「5千2百円」」に改め、同項を同条第4項とする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。